

府中市サテライトオフィス等誘致促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年7月26日

府中市長 小野 申 人

府中市サテライトオフィス等誘致促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き施設等を有効活用して、市の産業の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、情報サービス業等のサテライトオフィス等を開設する者に対し、予算の範囲内で府中市サテライトオフィス等誘致促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中市補助金交付規則（昭和57年府中市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) サテライトオフィス等 企業等の事務所であって、従業者がテレワーク等により次に掲げるいずれかの業務を行う就業場所たる事務所をいう。
 - ア 製造業の中で、主として研究開発を行うもの
 - イ 情報サービス業
 - ウ インターネット付随サービス業
 - エ 映像・音声・文字情報製作業（専ら情報通信技術を利用して業務を行うものに限る。）
 - オ 学術・開発研究機関
 - カ 広告業（専ら情報通信技術を利用して業務を行うものに限る。）
 - キ デザイン業（専ら情報通信技術を利用して業務を行うものに限る。）
 - ク コールセンター業
 - ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長が特に認めるもの
- (2) 新規雇用常用労働者 この要綱により補助金の交付を受ける事業（以下「補助対象事業」という。）の実施に従ってサテライトオフィス等に新たに採用され、継続して常時雇用される労働者（補助対象事業を行う者の従業員であって、補

助対象事業の実施に伴い市外から新たに転入する者を含む。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、府中市外に主たる営業所を有し、新たに府中市内にサテライトオフィス等を開設する者で、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) サテライトオフィス等に勤務する新規雇用常用労働者を1人以上雇用すること。
- (2) サテライトオフィス等の開設後、5年以上は事業が継続されること。
- (3) サテライトオフィス等には、常時勤務する者が配置されること。
- (4) 市税(その延滞金を含む。)の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は補助金の交付の対象としない。

- (1) 貸金業(貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業をいう。)を行う場合
- (2) 商品先物取引に関する事業を行う場合
- (3) 連鎖販売取引(特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。)、訪問販売(同法第2条第1項に規定する訪問販売をいう。)、電話勧誘販売(同条第3項に規定する電話勧誘販売をいう。)その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う場合
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける事業又は公序良俗に反する事業を行う場合
- (5) 事業所等の設置者及び事業所等に勤務する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員(以下「暴力団員」という。)に該当する場合
- (6) 暴力団員がその事業活動を支配する場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その事業の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある場合その他補助金を交付することが不相当と認められる場合(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)等は別表に定めるところによる。ただし、補助金の算定額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、補助率を変更することができる。

(指定の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、事業所等を開設するための行為に着手しようとする日の30日前までに、指定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙）
 - (2) 経費の明細を記載した書類
 - (3) 労働者の雇入れに関する計画書
 - (4) 法人の登記事項証明書
 - (5) 定款又は寄附行為
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- （指定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認めるものについては、指定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により指定を決定したときは、指定通知書（別記様式第2号）により当該指定の申請をした補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知をする場合には、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、条件を付することができる。

（補助金交付の申請）

第7条 指定者が補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別紙）
- (2) 雇用保険加入者一覧表及び新規雇用常用労働者の雇用を確認できる書類
- (3) 補助金を受けようとする経費の実施状況等が確認できるもの（写真等）
- (4) 補助金に係る経費の支出に関する証拠書類の写し
- (5) 法人の登記事項証明書
- (6) 市税の滞納がないことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、原則として補助金の交付を受けようとする年度ごとに行うこととし、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による補助金交付の申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により当該申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をする場合には、申請者に対し次の条件を付することができるものとする。

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受

けること。

ア 補助金の交付決定した額に変更が生じる場合

イ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

ウ 補助対象事業の完了前に廃業する場合

(2) 補助対象経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整理し、補助事業完了後5年間保管し、市長から請求があったときは、速やかに提出すること。

(補助対象事業の変更)

第9条 前条の規定による決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業内容を変更するときは、補助対象事業変更承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助対象事業変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付決定通知書（別記様式第6号）により、申請者に通知するものとする。ただし、変更後の補助金の額は、当初の交付決定の額を超えてはならない。

(補助対象事業の中止・廃止等)

第10条 交付決定者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、事業中止等届（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助対象事業の完了前に廃業する場合

2 市長は、前項の事業中止等届の提出があったときは、交付決定取消通知書（別記様式第8号）により当該指定者に指定の取消しを通知するものとする。

(交付請求)

第11条 交付決定者は、速やかに補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助対象事業の実施について、不正の行為が認められるとき。

(関係書類の整備)

第14条 補助対象経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整理し、補助事業完

了後5年間保管し、市長から請求があったときは、速やかに提出すること。

(財産の管理及び処分)

第15条 申請者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した機器設備等(以下「財産」という。)については、補助対象事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 申請者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は財産を処分してはならない。

(他の制度との調整)

第16条 府中市企業立地促進条例(平成23年府中市条例第34号)により、補助金の交付を受ける事業については、この要綱の規定は適用しない。

2 前項に掲げるものを除くほか、当該事業所等に対する国、県又は市の制度に基づく措置とこの要綱に基づく補助制度とが重複して適用される場合におけるこの要綱の適用については、市長が別に定める。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月26日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区分 | 補助対象経費 | 補助金の額 | 補助期間 |
|------------------|--|-----------------------------------|--|
| サテライトオフィス等開設準備事業 | <ul style="list-style-type: none">・改修に要する経費・情報通信システムの導入に要する経費・備品及び機器設備等の購入に要する経費 | 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。 | サテライトオフィス等において事業を開始した後に1回限り |
| サテライトオフィス等管理運営事業 | <ul style="list-style-type: none">・事業所等の用に供する建物の賃借に要する経費（敷金、礼金、共益費等は除く。）・通信回線の使用に要する経費・情報通信システムの保守及び使用に要する経費 | 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。 | サテライトオフィス等において事業を開始した日が属する月の翌月から起算して120か月間 |